

唐末内庫の存在形態について

室永, 芳三

<https://doi.org/10.15017/2244505>

出版情報 : 史淵. 101, pp.93-109, 1969-11-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



唐末内庫の存在形態について

室 永 芳 三

はじめに

一、唐代の中央財庫

I 左右藏庫

II 内 庫

III 延資 庫

二、唐末の内庫の存在形態

I 内庫と左藏庫

II 内庫と延資庫

結びにかえて

は じ め に

内庫とは、国家財庫たる左右藏両庫に対する天子の私的庫藏のことで、内廷に設けられたため、内藏庫ともいわれたものである。唐代における内庫の史料は、玄宗朝から姿を現わすが、その中には、当時の国家財政の実態、或いは中央財政機構の組織と機能を推測するに足るものも少なくない。この意味で、内庫の諸側面を究明することによって、唐末の財政機構の支配形態の諸問題を明らかにする一つのいとぐちをつかみたいと考えるものである。

本稿は、そのための試論として、焦点を内庫の存在形態にしばって考察していくことにしたい。

一、唐代の中央財庫

I 左右藏庫

唐代の中央財庫は、国初においては太府寺の左藏・右藏の両庫が存したのみであった。左右藏両庫の名称は、資治通鑑^{卷一}唐紀・高宗・永徽二年九月庚戌の条の左藏庫の胡註に、

左右藏。晉始有之。唐因而不改。各有令一人。

とある如く、晉代にまで溯るが、その機構面には差異がみられる。

唐の左右藏両庫の機構についてみると、大唐六典^{卷二}太府寺・左藏署の項に、

左藏。有東庫・西庫・朝堂庫。又有東都庫。^{中略}左藏令掌邦國庫藏之事。丞爲之貳。凡天下賦調。先於輸場。簡其

合尺度斤兩者。卿及御史監閱。然後納千庫藏。云云。

とあり、左藏庫は東庫（東左藏庫）・西庫（西左藏庫）¹・朝堂庫・東都庫の四庫を所有し、左藏令によって掌られていたわけであるが、天下の賦調は、全てこれに輸納せしめられていた。そして太府卿がその庫藏の出納の最高責任者となるが、出納事務の監督には、御史台の監左藏庫御史が当たっていた。²また、同書・同卷・同右藏署の項には、

右藏。有内庫・外庫・東都庫。^{中略}右藏署令掌邦國寶貨之事。丞爲之貳。雜物州土。安西・于闐之玉。^{中略}凡四方所献金玉珠貝玩好之物。皆藏之。出納禁令。如左藏之職。

とあり、右藏庫は内庫³・外庫・東都庫の三庫を有し、ここには四方より進献された寶貨雜物等が收納されており、その管理には右藏令が当り、出納・禁令は左藏の職と同様に規定されていたのであった。しかし、この左右藏両庫による形成は、玄宗の開元年間、内廷に所謂内庫が設けられるに及んで一変するのである。

II 内庫

内廷に設けられた内庫は、内藏庫・内帑或いは内府ともいわれる天子の私藏庫のことである。古来、中国には天子に私藏なしという儒教思想があり、唐初においても、天子私藏庫を内廷に設けることはしなかった。旧唐書^{卷四} 職官志・内侍省・内府局の項に、

内府令。掌中藏寶貨給納名數。丞爲之貳。凡朝會五品已上。賜絹帛金銀器於殿廷者。並供之。諸將有功。并蕃酋辭還。亦如之。

とみえる内侍省の内府局の中藏は、内廷の庫藏ではあったが、所謂天子の私藏ではなく、内府令が掌る外官いわば左右藏庫管下の一庫藏にすぎない存在でしかなかった。それが左右藏庫から独立して、相犯さざる天子私藏の内庫として確立されたのは、玄宗朝のことである。資治通鑑^{卷二} 唐紀・玄宗・天宝四載冬十月の条に、

上在位久。用度日侈。後宮賞賜無節。不欲數於左右藏取之。王鉉探知上指。歲貢額外錢百億萬。貯於内庫。以供宮中宴賜。曰此皆不出於租庸調。無預經費。云云。

とあり、玄宗のとき、内廷が奢侈となり、左右藏庫より支給される定額では不足していたため、王鉉が額外錢百億万緡を貢獻したことがみえ、それが内庫に貯積され宮中の宴賜に供されることとなったという。この王鉉と内庫については、旧唐書^{卷四} 食貨志上に、

王鉉進計奮身。自爲戸口色役使。徵剝財貨。每歲進錢百億。寶貨稱是。云非正額租庸。便入百寶大盈庫。以供人主宴私賞賜之用。

とあり、王鉉は戸口色役使という誅求聚斂の財務官職を利しての額外錢の貢獻であったのであり、それを納入した内庫が百寶大盈庫と呼ばれた庫藏であったことがわかる。こうした性格の内庫は、この百寶大盈庫のほかに、瓊林庫という名でも置かれていた。全唐文^{卷四} 六九 陸贄・奉天請罷瓊林大盈二庫狀の一節に、

今之瓊林・大盈。自古悉無其制。傳諸耆舊之說。皆云創自開元。貴臣貧權。飾巧求媚。乃言郡邑貢賦。所用盍各區分。

税賦當委之有司。以給經用。貢獻宜歸乎天子。以奉私求。玄宗悅之。新置是二庫。蕩心侈欲。萌抵於茲。迨乎失邦。終以餌寇。云云。

とあって、玄宗の開元のときに、この二庫は新たに設置されたものであったという。⁷ここで注意すべきは、この両内庫の設置とともに、税賦以外の貢獻錢物を收納するという国庫會計上の区分もなされていたことである。それは内庫の強化によつて、「非正額租庸」といわれた額外錢、その他あらゆる貢獻がここに集中すると、今まで四方の貢獻を掌っていた右藏庫の職能は縮少し、その財政上における重要性を減じることになるからである。そのためか、肅代二朝にわたつて左右藏庫の業務が内庫に移され、後ち徳宗のときになって左藏庫の業務は旧に復すが、右藏庫については、何ら記述することがないことと連関があるように思われる（後述）。

所で、玄宗の開元・天寶の頃より、内侍省に属する宦官が内諸使の職を得て、次第に權勢を伸ばしてきたことは、矢野教授の宦官に関する御研究によつて明らかであるが、⁸これらの内庫にも、資治通鑑^{卷二}唐紀・代宗・大曆一四年十二月の条に、

上略。大盈内庫。使宦官掌之。云云。

とあり、また、新唐書^{卷二}仇士良伝に、

（李）訓謀悉逐中官。士良悟其謀。與右神策軍中尉魚弘志・大盈庫使宋守義。挾帝還宮。云云。

とある如く、使職が設置され、宦官をそれに充てているのである。⁹かくして唐代の内庫の機構が、ここに確立されたのであるが、その機構の充実とともに、旧唐書^{卷二}朱泚伝に、

加拜同平章事。尋令出鎮奉天行營。復賜金銀綵并内庫弓箭。以寵之。

とあり、また、同書^{卷一}文宗本紀・太和九年十二月の条に、

先是。宰相武元衡被害。憲宗出内庫弓箭。賜左右街使。俟宰相入朝。以爲翼從。及建福門退。至是。亦停之。

とある如く、内庫には弓箭陌刀等の軍器をも貯備されるにいたるのである。¹⁰⁾

III 延資庫

前述した如く、玄宗の開元年間における内庫の成立によって、中央財庫は、国政費の左右蔵庫と内廷費の内庫とに区別されてきたが、この状態は武宗の会昌五年、新たにまた一つ边防費の備辺庫（後ち延資庫と云う）と称する財庫の増置によって、三者鼎立の形勢を示すに及ぶのである。唐会要^{卷五} 延資庫使・会昌五年九月の条に、

勅置備邊庫。收納度支・戸部・塩鐵三司錢物。^{中略}初年。戸部每年二十萬貫足。度支・塩鐵每年三十萬貫足。次年。

以軍用足。三分減其一。諸道進奉助軍錢物。則收納焉。

とある如く、武宗の会昌五年九月、備辺庫を置き、これに戸部・度支・塩鐵三司から、初年度には錢物五十萬貫足、明年度は軍用充足したため、三分の一に減額して輪納せしめ、且つ諸道進奉の助軍錢物もここに收納するようにしたという。この備辺庫は軍用、即ち边防の軍費に備えるための預備金庫であつたのである。そしてこれが延資庫と改名されたのは、次の宣宗のときであつた。このことは、資治通鑑^{卷二四八} 唐紀・宣宗・大中三年冬十月の条に、

改備辺庫爲延資庫。

とあり、大中三年十月のこととしている。所で、唐会要^{卷五} 延資庫使の項によると、

初以度支郎中判。至（大中）四年八月。勅以宰相判。右僕射平章事白敏中・崔鉉相繼判。其錢三司率送。

とあり、翌四年八月には、初め度支郎中を以って判することになつていたものを、宰相を以って判すべく改正されている。このような宰相による延資庫の管掌は、実はこのときに確立されたのではなく、備辺庫として創置されたときから、既に宰相の隸下にあつたものである。資治通鑑^{卷二四八} 唐紀・武宗・会昌五年九月の条に、宰相李德裕が備辺庫を請置したことを述べたのち、

給事中韋弘質上疏言。宰相權重。不應更領三司錢穀。德裕奏。稱制置職業。人主之柄。弘質受人教導。所謂賤人圖柄

臣。非所宜言。云云。

とあるは、それを示す一例であるが、それはまた、宰相李德裕個人の権勢による面もあったといえる。しかし、武宗は政治を専ら宰相に任せる宰相政治を行っており、宰相李德裕の請いによって創置した備辺庫の運用が、宰相職の隸下にあるものであったことは明らかであるところである。従って、宣宗の大中四年八月の改正は、延資庫を宰相直接の管掌に移して、宰相の財庫たることを再確認したものにすぎないといえよう。¹²かくして宰相の地位は延資庫の財力にささえられて、著しく強化されるにいたったのである（後述）。

二、唐末の内庫の存在形態

I 内庫と左藏庫

唐代における内庫の成立は玄宗のときであり、その職能が貢献或いは額外錢を收納し、天子の私養や寵臣・後宮等への賜与に供するという純私的なものであったことは、前述した如くである。従って、その收納の財物は中央の財務機関の与知せざるところ、即ち、外官の管掌外にあり、内廷費への容喙は禁ぜられたのである。一方において内廷費もまた、国政費を累わさないよう区分され、互いに相犯さざらしめんとする規制を保っていたようである。それが次の肅宗のときになると著しい変更をみるにいたった。冊府元龜^{卷五}一〇邦計部・希旨の項に、

第五琦。肅宗乾元初。爲度支塩鐵使。時京師多豪將。求取無節。琦不能禁。乃悉以租賦進入大盈内庫。以中人主之。

意天子以取給爲便。故不復出。

とあり、肅宗の乾元の初め、第五琦が度支塩鉄使として財政権を握ったとき、軍人の強取横奪によって国政費の出納に節度がなく、また、それを統制する方法もなかったため、財賦を内庫に進め入れて、宦官に掌らしめたという。即ち、左右藏庫が管掌していた国政費を内庫に移管して内庫一本建としたため、内庫は国庫たる役割をも果し、むしろそれを主たる

機能とする重大な財政機関となったのである。

このような体制が代宗のときになっても継受されていることは、新唐書^{卷五} 食貨志に、

大曆元年。斂天下青苗錢。得錢四百九十萬緡。輸大盈庫封太府左右藏。鑄而不發者累歲。

とあるによつて確められる。このように、天子の私的庫藏たる内庫が、財政面において、国庫の総轄機関として集中的に重要性をもつようになったことは、とりもなおさず、肅宗より代宗にかけての政治、或いは財政のあり方に大きな変事が行なわれたためといえよう。

周知の如く、肅宗は安史の乱中に即位し、その鎮定に一代を過した天子であつた。先掲記事の乾元初の頃は、膨脹せる軍費のため、危急に瀕した中央政權の財政対策として、度支使・塩鉄使が創置され、その職を奉じた第五琦の才略に総てをかけていたときであつた。第五琦の行なつた椎塩法は成功を収め、国家財政はやや好転するを得たのであるが、安史の乱は、次の代宗の初年にいたつて鎮静されたのである。その後の代宗の政治は、朝權再興のため、乱後の衰弱し切つた財政復旧に向けられるのである。このように、肅代宗の二代約四半世紀は、安史の乱中と乱後との最も困難な時代を担つたときであり、中央の財政を再建せんとする努力が、新たに設けられた度支使・塩鉄使等の財務官を軸として展開せられたときであつたといえるのである。そしてこの意味からも、内庫による国家財政一本化の体制の維持は、帝權の増大と中央集權制の方策に重大な意味をもつものであつたと考えられるのである。しかし一方において、国庫が内廷にあり、内廷直屬の宦官が管理することによつて、その財賦を濫費するにも比較的容易な体制でもあつたわけである。資治通鑑^{卷二六} 唐紀・代宗・大曆十四年十二月の条に、

由是。以天下公賦。爲人君私藏。有司不復得窺其多少。校其贏縮。殆二十年。宦官領其事者三百餘員。皆蠶食其中。蟠結根據。牢不可動。

とある如く、大曆十四年にいたる二十年間もこの体制が続けられたため、有司は国政費の貯積の数字すら知らず、それを

管領した三百余人の宦官が国政費に多くの蠹蟲を加えたという。そこで、冊府元龜^{卷三}一三 宰相部・謀猷・楊炎の項に、

及炎作相。頓首於帝^{（德宗）}前。論之曰。夫財賦邦國之大本。生人之喉命。天下理亂。輕重皆由焉。是以。前代歷重臣主

之。猶懼不集。往往覆取。大計一失。則天下搖。先朝權制。中人領其職。以五尺官豎。操邦之本。豐儉盈虛。雖大臣

不得知。則無以計天下利害。臣愚。待罪宰相。陛下至德。惟人是恤。參校蠹弊。無斯之甚。請出之以歸有司。度宮中

經費。一歲幾何。量數奉入。不敢虧用。如此。然後可以議政。惟陛下察焉。

とある如く、徳宗のときになると、宰相楊炎がその弊害を論じ、国政費は外廷の有司に帰すべきことを奏請しているのである。これに対しては、冊府元龜^{卷四}八四 邦計部・經費・徳宗大曆十四年十二月己卯の条に、

詔曰。凡財庫皆歸左藏庫。一冊舊式。每歲於數中。擇精好之物三五十萬匹。進納大盈庫。而度支先以全數聞。

とあり、徳宗は国庫の事務を旧制に復して左藏庫に移すことに同意はしたものの、租賦の中から精好の物三五十万匹を割いて大盈庫に進納せしめるようにしている。徳宗にとって、国庫を直接掌握することが、帝権強化に役立つものであることは承知のうえで、この処置をとったのには、やはり理由があることであつた。それは、前述の如く、内廷に財賦が貯積されるようになったため、宦官の弊害が生じたこともあつたが、更に大きな要因として、代宗の末年にいたるや、ようやく税収が増加し、国家財政に余裕を生じたことであつたと思われる。徳宗は即位早々政治の刷新、朝威の再興に積極的に取り組むのであるが、この改革も、中央の財政機構の整備にもとづく国家体制確立の方策の現われであつたであろう。従つて、このときに左藏庫より毎歳精好の物三五十万匹を納入せしめる定額制を設けていることは、あくまでも内庫を帝権強化の財政的基盤とせんとする意図を示すものでもあつたと考えられるのである。

所で、徳宗から憲宗にかけての内庫の存在形態については、既に日野教授が「支那中世の軍閥」中に論及され、最早贅言を要しないのであるが、これに若干の愚考を補筆してみたい。

さて、徳宗の中央集権への施策は、たちまち諸藩鎮の猛烈な反撃を受けて失敗し、やむなく奉天に蒙塵したため、当時

「瓊林・大盈二庫。金帛盈溢^三」といわれた内庫の貯積も、旧唐書^{卷二}〇〇下 朱泚伝に、

泚自號其宅。曰潜龍宮。悉移内庫珍貨環寶。以實之。中略。無幾百姓剽奪其珍寶。泚不能禁止。

とある如く、悉く散佚してしまふこととなった。これよりのち、因循政策に後退した徳宗は、内庫への聚財に専念するようになるのである。資治通鑑^{卷二}三五 唐紀・徳宗・貞元十二年六月の条に、

初上以奉天窘乏。故還宮以來。尤專意聚斂。藩鎮多以進奉市恩。皆云。稅外方圓。亦云。用度羨餘。其實或割留常賦。或增斂百姓。或減刻利祿。或販鬻蔬果。往往私自入。所進纔什一二。李兼在江西。有月進。韋臯在西川。有日進。云云。

とあり、徳宗が聚財の必要から進奉を歓迎するの態度を知り、諸藩鎮は方圓・羨余と称して益んに進奉を行ない、恩寵を求めて日進・月進をなす者すら出ずにいたつたという。更にまた、資治通鑑^{卷二}三三 唐紀・徳宗・貞元三年九月の条に、

上謂李泌曰。每歲諸道貢獻。共直錢五十萬緡。今歲僅得三十萬緡。言此誠知失體。然宮中用度殊不足。泌曰。古者天子不私求財。今諸歲供宮中錢百萬緡。願陛下不受諸道貢獻。及罷宣索。必有所須。請降敕折稅。不使姦吏因緣誅剝。上從之。

とみえ、諸道の進奉勸奨のほかに、宣索をも行なつていたことが知られる。宣索については、右文の胡註に、

遣中使。以聖旨就有司。宣取錢物。謂之宣索。

とあるから、勅使が直接地方に差遣され、財物を宣取していたのである。徳宗のこうした極端な聚財蓄積が、國家の財政運轉のうえに少からざる障礙となることは、先掲記事の諸藩鎮の官物盜取及び宰相李泌が姦吏の百姓誅剝を理由に諸道の貢獻、宣索を廃止せんことを求めていることによつても明らかとなる。しかし、徳宗の宣索は宰相の目をかすめて続けられたのである。資治通鑑^{卷二}三三 唐紀・徳宗・貞元四年二月の条に、

元友直運淮南錢帛二十萬。至長安。李泌悉輸之大盈庫。然上猶數有宣索。仍敕諸道。勿令宰相知。泌聞之。惆悵而

不敢言。

とあるは、それを知る好例である。

では、徳宗は何故にかくも内庫への聚財に積極的であったのか。その主たる原因を日野教授は、「即位直後の討藩失敗による威信の失墜から、藩鎮中に正規の賦税を納入しない恣横の者が多く、朝廷の財政充実は進奉勸奨という変則的な方法によるはかなかったのである」と指摘されているが、更に一言附加えるならば、資治通鑑卷三八唐紀・憲宗・元和七年三月の条に、

上嘗問宰相。貞元中。政事不理。何乃至此。李吉甫對曰。徳宗自任聖智。不信宰相。云云。

とあり、また、同書卷二同紀・憲宗・元和十年六月の条に、

初徳宗多猜忌。朝士有相過從者。金吾皆伺察以聞。宰相不敢私第見客。云云。

とある如く、失意の徳宗にとっては、宰相すらも信ずることが出来ず、他日の再挙を期するためには、徳宗の側近機関が集中的に権力を持つほかないと考えたからであろう。徳宗が禁軍の掌握のため、宦官を用いて護軍中尉の職制を設けたこと、更には監軍使制の整備拡充に努めていることは、それを示す証例となろう。¹⁷⁾

こうした帝権強化への施策は、憲宗にも受け継がれている。憲宗が強藩鎮を屈せしめて、朝権を確固たるものとした要因に、翰林学士院・枢密院等の側近機関に権力を集中し、それにもとづく中央集権体制の整備強化が確立した点が指摘されるが、こうした意味から、憲宗のときの内庫についても、日野教授が、「憲宗は徳宗の聚財蓄積を承けて、更にこれを一層推進したのであるが、一方において、数百万緡を注ぎ込む大弾圧を繰返し、その戦費として蓄銭を吐き出していたのであって、帝の努力に成る蓄財が次から次へと戦費に化していたのである。加うるに、帝はまた時に錢重緩和のための蓄銭放出を行ない人心を維持して行くことも忘れなかった。かくて帝の一代は收納滞蔵と支出放出とが交互に繰返へされ收支が調整せられていたのである」とされ、所謂国家財政の予備金庫的性格について論ぜられている。即ち、天子の側近機

関としての内庫が、国家財政面において、非常用備蓄の機関として集中的に重要性をもつようになったのであり、そればかりもなおさず朝権確立の一翼を担わされていたことを示すものでもあったのである。

このように内庫には、国家財政の運用を補助するための支用及び予備金庫という公的性格と天子の内廷生活を維持してゆく私的性格との両面が形成されるにいたったのである。だが、前者が積極的な側面をみせたのは、憲宗朝の中頃までで、帝の朝権確立の願望が達成されたのちにおいては、後者の側面が次第に強調されるようになるのである。資治通鑑^{卷二}唐紀・憲宗・元和十五年冬十月壬午の条に、

諫議大夫鄭覃・崔郾等五人進言。陛下宴樂過多。畋遊無度。今胡寇壓境、忽有急奏。不知乘輿所在。又晨夕與倡優狎暱。賜與過厚。夫金帛皆百姓膏血。非有功不可與。雖內藏有餘。願陛下愛之。萬一四方有事。不復使有司重斂百姓。

とあり、諫官が内廷の奢侈を指摘し、国家非常のためにも内庫の濫費をやめてほしいと諫めている。こうした内廷の奢侈は、同書^{卷二}三八・同紀・憲宗・元和五年十二月の条の胡註に、

淮西既平。帝之所聚。適爲驕侈之資耳。

とある如く、淮西の呉元済を討伐した元和十二年頃からみられ、その聚財も驕侈の費を得るためのものになり始めているのである。そして、同書^{卷二}四〇・同紀・憲宗・元和十三年九月の条に、

淮西既平。上浸驕侈。戸部侍郎・判度支皇甫鎔。衛尉卿・鹽鐵轉運使程异。曉其意。數進諫餘。以供其費。

とあり、また、旧唐書^{卷一}六四・李絳伝に、

憲宗曰。戸部比有進獻。至卿獨無何也。絳曰。將戸部錢獻入内藏。是用物以結私恩。

とある如く、²⁰度支・塩鉄・戸部三司の羨余も、そのための費用として進入せられている。従って、これら中央の財政官司のほかに、地方の諸藩鎮からの進奉勸奨も盛んに行なわれるようになった。²¹資治通鑑^{卷二}四一・唐紀・憲宗・元和十四年秋七月甲午の条に、

自淮西用兵以來。度支・鹽鐵及四方爭進奉。謂之助軍。賊平又進奉。謂之賀禮。後又進奉。謂之助賞。上加尊號。又進奉。亦謂之賀禮。

とあり、地方の諸藩鎮が争つて助軍・賀礼・助賞等の名目をもって進奉を行っているが、胡三省は、これらの進奉に註して「元和進奉之弊」と指摘している。²²更にまた、冊府元龜^{卷五}一邦計部・誣調に、

皇甫鏐。憲宗元和末。爲門下侍郎平章事・判度支。時内出滯貨。付度支估賣。多陳朽物。鏐盡以善價買之。以給辺軍。羅穀繪綵。觸之而化。隨手散壞。軍士怨怒。皆聚而焚之。

とある如く、元和末年になると、滯貨によって朽敗した羅穀・繪綵等を度支に対して売り出し見錢を得るといふ、一種の商行爲すらも行なうようになっていた。²³

さて、次の穆宗は、憲宗が宦官に弑逆せられたのち、物情騒然たる中に即位した凡庸放蕩の主であつたにもかかわらず、小康的な安定した政治を続けることができたのは、憲宗の残した蓄財と藩鎮体制の改革による朝権の確立に負うたところ大であつた。しかし、次の敬宗が十六才の若さで即位し、遊畋にふけるようになると、ようやく憲宗の残した蓄財も乏しくなり、冊府元龜^{卷四}八四邦計部・經費・宝曆二年七月壬辰の条に、

戸部侍郎崔元略。進准宣索見在左藏庫挺銀及銀器十萬兩・金器七千兩。舊制。戸部所管金銀器。悉貯於左藏庫。時帝意欲使於賜與。故命盡輸内藏。

とある如く、左藏庫に貯積されていた戸部所管の金銀器に対してすら宣索が行なわれるようになったのである。

Ⅱ 内庫と延資庫

憲宗が宦官の毒手に倒れて以来、帝位をめぐる宦官の跳梁は著しく、文宗はかかる宦官の抑圧を行なつて政治の刷新を図らんとした。その第一歩が、資治通鑑^{卷二}四三唐紀・敬宗・宝曆二年十二月の条に、

上^文宗自爲諸王。深知兩朝之弊。及即位。勵精求治。去奢從儉。詔。宮女非有職掌者。皆出之。^中略。五坊鷹犬。準

元和故事。^中略。有司供宮禁年支物。並準貞元故事。省教坊・翰林總監冗食千二百餘員。停諸司新加衣糧。御馬坊塲。及近歲別貯錢穀。所占陂田。悉歸之有司。先宜索組繡彫鏤之物。悉罷之。

とある如く、多くの宦官をもつ内廷の肅清であった。そして次に宦官を一挙に討滅しようとした甘露の変が失敗に終るや、逆効果として、反って宦官の専權を致すことになるのであった。

悲運の中に崩じた文宗に代って即位したのが武宗である。武宗もまた、宦官に擁立されたものではあったが、帝の宦官に対する態度は抑圧的で、宰相李德裕を重用し、宦官の政治的抬頭を抑えることに努めていた。資治通鑑^{卷二}唐紀・武宗
・会昌五年九月の条に、

李德裕請置備邊庫。令戸部歲入錢帛十二萬匹。度支・鹽鐵歲入錢帛十三萬匹。^中略。凡諸道所進助軍財貨。皆入焉。以度支部中判之。

とある備邊庫の設置は、かかる朝廷の訌争を知って、始めてその意味が理解されるのである。これまで非常用備蓄の財庫たる役割をも果たしたのが内庫であったことは、前述した如くであるが、それがここにおいて、更に一つ備邊庫と称する非常用の蓄財を掌る機関が出来たのは、宦官に容喙の隙を与えないがためであったと思われる。さきに触れたように、内廷に対する文宗の肅清の手が加へられて、宦官が巢喰っていた内庫の財を削られたため、自らその財政上における重要性は失われていたのである。従って、武宗が宰相李德裕の意見により備邊庫を創置し、これに戸部・度支・塩鐵三司の錢物を充てたばかりでなく、当然内庫に收納さるべき諸道進奉の助軍財貨をも輪納せしめていることは、備邊庫をもって宦官の專管に属し、その財を濫費することの多い内庫に替へんとしたものであったといえよう。即ち、内庫はここにおいて、再び純私的な機関に戻ったといえるのである。

さて、武宗は政治を専ら宰相李德裕に任せたが、彼もまた期待に応える政治を行ない、自立を策した藩鎮、昭義討代にも成功を収め、抑藩振朝の実をあげたのであった。こうした李德裕執政の成功の原因は、ひとえにこの備邊庫の財政的基

盤の確立にあったといえるのである。資治通鑑卷二唐紀・懿宗・咸通元年冬十月丁亥の条の胡註に、金華子雜編に出ずとして、

宣宗嘗私行經延資庫。見廣厦連綿錢帛山積。問左右曰。誰爲此庫。侍臣對曰。宰相李德裕執政。日以天下每歲備用之餘。自是已來。邊庭有急。支備無乏者。茲實有賴。云云。

とあり、宣宗のときにいたっても、延資庫は「廣厦連綿錢帛山積」の状態を示し、非常用備蓄の財政機関として重大な位置を占めるものになっていたことから確められよう。備辺庫が延資庫と改称せられたのは、前述の如く、宣宗になってからである。それと同時に、新唐書卷五食貨志に、

宣宗更號延資庫。初以度支郎中判之。至是。以屬宰相。其任益重。

とある如く、延資庫は宰相に属するものとなり、延資庫の長たる延資庫使は宰相の兼職となった。この頃の宰相は戸部・塩鉄・度支三司の長の兼任に加えて財庫をも掌握したことになる、その権限は著しく伸張した。かくして延資庫は、内庫・左藏庫を凌駕する重要性を得るにいたつたのである。

所で、武宗並びに宣宗の安定した時代も、暗愚放逸なる懿宗が即位し、（註）宦官が再び権力を弄し私欲を図るようになると、たちまち平衡を失つて国家財政は紊亂に陥ることになった。従つて、延資庫への收貯も次第に困難なものになっているのである。冊府元龜卷四八四邦計部・經費・咸通八年九月丁酉の条の延資庫使曹確の上奏に、

伏以。所置延資庫。初備邊爲名。至大中三年。始改今號。若財物不充。則名額虛設。當置制之時。所令三司逐年分改減送當使收管元勅。只有錢數。但令本司減割送庫。不定色目。以此因循。漸繁舊制。年月既久。積欠轉多。既無計以徵收。乃指色以取濟。稍稱備邊名號。得遵元勅指揮。乃割戸部除陌八十文内十五文收管。及戸部請逐年送庫。須具票從。今既積欠又多。終慮不及期限。臣今酌量。請諸道州府場監院。合送戸部錢絹内分配。令勤留不合送納。延資庫數目。令本處別爲綱運。與戸部綱同送上都。直納延資庫。則戸部免有逋縣。不至累年積欠。從之。

とあり、宰相兼延資庫使の曹確が、次第に増加する積欠打開策として、一部分の除陌錢を收管するようにしたもの、戸部が十分に撥与できぬので、直接に諸道州府の場監院から收納するようにしたとみえるのは、当時の延資庫の狀態を示す好例である。

次の僖宗の時代は、その初めから国内騒然たるものがあり、ついに王仙芝・黄巢等の大流賊を惹起するにいたるのである。これより地方藩鎮の独立化の傾向は著しく、国庫、内庫の收貯は、資治通鑑^{卷二}唐紀・僖宗・広明元年六月の条に、租賦大半。不入京師。(度支・戸部・鹽錢)三使・内庫。由茲空竭。

といわれる様相を呈するにいたっているのである。しかも朝廷にあっては、懿宗以来の奢侈の風甚しく、僅か十二才にて即位した僖宗は、ただ遊戲にふけるにすぎなかったと伝えられ、政治は全く宦官田令孜の握るところであった。新唐書^{卷二}田令孜伝に、

帝資狂昏。故政事一委之。呼爲父。而荒酣無檢。發左藏・齊天諸庫金幣。賜伎子・歌兒者日鉅萬。國用耗盡。令孜語内園小兒尹希復・王士成等。勸帝籍京師兩市蕃旅・華商寶貨。與送内庫。^{中略}令孜知帝不足憚、則販鬻官爵。除拜不待旨。假賜緋紫。不以聞。云云。

とある如く、左藏・齊天の国庫も内廷の私財とし、更には両市の蕃旅・華商の宝貨を籍して、内庫に挙送する有様であった。そしてこの頃になると、宰相に属する延資庫の財も、恐らく帝の費消に用いられるようになっていたであろう。²⁷かくて、黄巢の乱の終った光啓年間以降は、朝廷は全く天下を支配する権力ではなく、漸く京師を中心とする名目のみの中央政權に過ぎぬ存在となっていた。

次の昭宗は英氣に満ちた青年天子であり、朝權再興の志を抱き、天子私兵たる殿後四軍を創置し、財政回復のため、延資庫・度支・戸部・塩鉄等を一本化して、宰相一人に兼領せしめるなどの施策を展開したが、²⁸時勢は全く非にして、単に強藩鎮、特に朱全忠・李克用・李茂貞の争覇の渦中に浮動した一地方勢力でしかなく、以って滅亡にいたったのである。

結びにかえて

以上、不十分ながら、玄宗朝から唐極末にかけての段階で、天子の内庫の支配形態と、その政治的・財政的動向とを、相互に関連し合い規制し合うものとして捉えようと試みてきた。そして内庫の存在形態という財政上の一小部分の問題においてさえ、唐末混乱期の財政機構を考える上に重要な問題を投げかけているという事実を跡づけ得たと思う。ただ、内庫をめぐる問題点も多くを残し、問題の掘下げが浅く、単なる素描に過ぎないものとなった。切に各位の御叱正を賜りたいと思う。

註

- (1) 東庫が東左藏庫、西庫が西左藏庫ともいわれたことは、通鑑卷二二六天宝八載春二月条胡註参照。
- (2) 新唐書卷四八百官志、旧唐書卷一三五裴延齡伝参照。尚、唐会要卷六〇監察御史によると、左藏庫出納の監督が、初期は監察御史の職務であったが、その後、殿中侍御史に改められたとある。
- (3) この内庫は、外廷の内右藏庫である。
- (4) 大唐六典卷一二内侍省・内府局には「中宮藏」とある。
- (5) 新唐書卷一三四王鉷伝、冊府元龜卷五一一邦計部・希旨にも同内容記事がある。
- (6) 通鑑卷二二八建中四年十月丙午条胡註には「宗白曰。大盈庫内庫也」とある。
- (7) 旧唐書卷一〇七涼瑑伝には「又於宮中置維城庫。諸王月俸物。約之而給用」とあるから、玄宗のこのころ、宮中に数多くの庫藏が設けられたようである。
- (8) 矢野教授「唐代官官權勢獲得因由考」（史学雑誌六三ノ一〇〇）参照。
- (9) 瓊林庫使については、旧唐書卷一五三薛存誠伝参照。
- (10) 内庫に軍器が沢山備付けてあったことは、趙元一の奉天録卷一に「城牆之上。細剉松脂五十車。内庫陷刀五千口。白刀如雪。排次如鱗」とあるによっても知られる。そして、この軍器を製造したのは、通鑑卷二五二咸通十三年五月条胡註に「内作坊使。内諸司使之一。掌内庫軍器」とあり、内作坊使司であった。
- (11) 全唐文卷七〇六李德裕・論朝廷事体状によると「韋宏質所論。宰相不合兼領錢穀」とある。
- (12) この改正の政治的背景として、武宗が宰相に任せきりの宰相政治であったのに対して、宣宗は朋党の軋轢を避けるため、親政政治を行なったことも要因として考えられる。

(13) 旧唐書卷二一八楊炎伝、通鑑卷二二六大曆十四年十二月条にも同内容記事がある。

(14) 日野教授「兩税法以前に於ける唐の榷塩法」(社会経済史学二六ノ二)、礪波護氏「三司使の成立―唐宋の變革と使職」(史林四四ノ四)。

(15) 通鑑卷二二八建中四年冬十月丙午条。

(16) 日野教授「兩税法と物価」(東洋史学十三輯)。

(17) 矢野教授「唐代監軍使制の確立について」(西日本史学一四号)。

(18) 註(16) 論文参照。

(19) 通鑑卷二二九元和七年冬十月条には「朕所以惡衣菲食。蓄聚貨財。正為欲平定四方。不然。徒貯之府庫。何為」とある。

(20) 通鑑卷二三八元和六年春正月条には「上問。故事戸部侍郎皆進羨余。卿独無進。何也」とある。

(21) 憲宗は元和四年正月に進奉停止の詔を出している。だが、進奉が聚財方法として魅力あるものであったことは、通鑑卷二三七元和四年夏四月条胡註に「外示不受献。内実欲其来献也」とみえている。尚、新唐書卷五二食貨志によると「及劉闢・李錡既平。嘗藏入内庫」とあるから、当初は、討伐した藩鎮の貯積を内庫に入れていたようである。

(22) 全唐文卷六四五李絳・請散内庫拯黎庶疏の一節に、進奉の弊について「今内藏積財。來者必納。唯顧進入之數。不問聚斂之由。方鎮皆哀刻於人。以進獻為号。因緣姦盜。半入私家。

百姓積怨。兆人興謗」とある。

(23) 冊府元龜卷四八四邦計部・經費・元和十二年九月、翌十三年二月条にも同様に、度支に対して売り出した例がみえる。

(24) 唐会要卷五九延資庫使・同年日条には「戸部毎年二十万貫足。度支・塩錢每年三十万貫足」とする。

(25) 冊府元龜卷四八四邦計部・經費には、穆宗の軍費補助のための内庫支出の例として、長慶元年十二月に錢五万貫、翌二年正月に綵帛八万匹、同年七月に綾絹五十万匹がみえる。また、敬宗については、通鑑卷二四三長慶四年春正月の即位に際して、綾二百万匹の支出がみえている。

(26) 懿宗が放蕩にふけたことは有名であるが、例えば、通鑑卷二五二咸通十二年春正月条に、音楽宴遊の準備をなしたことを述べ「舞者數百人。發内庫雜宝。為其首飾。以絶八百匹為地衣。舞罷珠璣覆地」とみえている。

(27) 鞠清遠「唐代財政史」(二四三頁)によれば「是は边防に用いずして、皇帝私人の消費に用いられたばかりであった」とせられる。

(28) 殿後四軍の性格については、菊池英夫氏「五代禁軍に於ける侍衛親軍司の成立」(史淵七〇輯)、度支・戸部・塩鉄三司の一本化については、礪波氏前掲論文参照。

On *Nei-ku* 內庫 in the T'ang Dynasty

Yosizō MURONAGA

The *Nei-ku* 內庫 of the T'ang dynasty was inaugurated in the period of *Hsüan-tsung* 玄宗 and lasted down to the *Chao-tsung* 昭宗, but its function was not the same all the time.

During the period of *Hsüan-tsung* the system was under direct control of the Imperial household. The trend of central government's *Fan-chen* 藩鎮 check became very severe from the period of *Hsien-tsung* 憲宗, and *Nei-ku* was increased in number accordingly, and a role of securing financial sources for the central government was newly added to its function.

This was the special feature enjoyed by *Nei-ku* during the T'ang dynasty.